

# 再審査請求書

2013（平成25）年 月 日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

再審査請求人

印

生活保護法に基づく保護 処分について不服があるので、次のとおり再審査請求を行う。

1 再審査請求人の住所、氏名及び年齢

住 所

氏 名

（満 歳、昭和 年 月 日生まれ）

2 再審査請求にかかる処分

福祉事務所長が平成25年 月 日付で審査請求人に対して行った生活保護（変更・停止・廃止）処分

3 再審査請求にかかる処分があったことを知った年月日

平成 年 月 日ころ

なお、 知事による棄却裁決があったことを知った日は、平成25年 月 日である。

4 再審査請求の趣旨

上記「再審査請求にかかる処分」記載の処分を取り消すとの裁決を求める。

5 再審査請求の理由

(1) 憲法25条、法1条、3条違反

審査請求人は、生活保護基準引き下げに伴う本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条）を下回る生活を余儀なくされた。よって本件処分は憲法25条及び法1条、3条に違反する。

(2) 法8条1項、2項違反

生活保護法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とし、同条 2 項は、厚生労働大臣の定める生活保護基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

しかし今回の基準引き下げは、上記事情を考慮せず、かえって生活保護費全体の削減という至上命題のもと、以下のとおり「要保護者の需要」（法 8 条 1 項）及び「年齢別、性別、世帯構成別、所在地域その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要」（同条 2 項）とはかけ離れた統計データの恣意的抽出ないし分析を行ったものであり、失当である。

すなわち、「国費ベース」での「財政効果」を見込んで定められた削減幅 6 7 0 億円のうち、まず、厚生労働省が「ゆがみ分」すなわち「生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整」した結果と標榜する 9 0 億円分については、生活保護の捕捉率が高々 3 割にも満たない中で最も低所得者の層であつて漏給層を多く含む第 1・十分位を生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として設定した手法自体に問題があるうえ、同手法を採用した社会保障審議会生活保護基準部会報告書ですら「検証結果に関する留意事項」において「今回の手法についても専門的議論の結果得られた透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これが唯一の手法でもない。今後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、今回の検証結果を考慮しつつも、同時に検証方法について一定の限界があることに留意」すべしとの指摘をはじめ、数々の観点から安易な引き下げに釘を刺しているのであつて、同報告書を大きく逸脱している。

また、厚生労働省が「デフレ分」すなわち「前回見直し（平成 2 0 年）以降の物価の動向を勘案」したものであると述べる 5 8 0 億円については、そもそもデフレ論自体前記基準部会でも全く検討されず突然持ち出されたものであつて専門家による吟味を一切経ていないうえ、基準年の設定の仕方も総務省統計局が行う通常的方式とは全く異なり、しかもそこで用いられる「生活扶助相当消費者物価指数（CPI）」についても、物価下落の主因となっている電気製品の値下がりが過大に影響するなど、生活保護利用世帯の需要（法 8 条 1 項、2 項）ないし実態と大きく乖離している。

以上要するに、厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引き下げ告示に基づく本件処分は、法 8 条 1 項 2 項に違反する。

### （3）知事裁決の誤りについて

平成 2 5 年 月 日付 知事裁決の論理構造は要するに、本件処分は厚労省告示に基づき、法 8 条 1 項のとおり計算を正確に行っているから違法または不当な点は見当たらないというものである。

しかしそもそも、生活保護制度は憲法25条の要請を受け（法1条）、同制度により保障される生活水準は「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（法3条）とされ、しかも法1条、法3条はいずれも「この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない」（法5条）とされている。

したがって、生活保護基準は、憲法25条に定める「健康で文化的な生活水準」を維持できるものでなければならない。

しかも、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」とされている（法56条）。

憲法及び生活保護法の上記構造からしてみれば、本件処分が合憲性を持ち、適法であるためには、単に各福祉事務所長が「厚労省告示どおりに変更決定を正確に行った」というだけでは到底足りない。厚労省告示そのものが憲法25条の要請する法1条、3条の趣旨に合致し、かつ、8条1項だけでなく同条2項にも違反していないことが処分庁によって証明されて初めて、法56条所定の「正当な理由」があると認められることになるのである。

この点について正しく判断しなかった 知事裁決は誤っている。

## 6 処分庁の教示の有無及びその内容

再審査請求、裁決取消しの訴え及び処分取消しの訴えについて、それぞれの要件及び期限に関する教示があった。

以 上